

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書関係

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第8章 野菜生産出荷安定業務 第1節 出荷団体及び生産者の登録 (登録を受ける資格を有する出荷団体及び生産者) 第86条 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という。) 第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。 (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 事業協同組合又は協同組合連合会(登録前3年間の各年において当該対象野菜(野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。以下この号において同じ。)をその生産者の委託(対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。以下同じ。)を受けて出荷したものに限る。) (4) 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体(当該対象野菜の出荷の事業を行うことを主な目的とするものであつて、次に掲げる要件を備えている規約を有するものに限る。) イ 委託生産者に対する生産者補給金(第94条第1号又は第123条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の交付の方法が衡平を欠くものでないこと。 ロ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。 ハ 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。	第1章 出荷団体及び生産者の登録

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
ニ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 2 野菜法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する個人又は法人その他の団体（法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。以下同じ。）であって、当該対象野菜の作付面積が野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「野菜法施行規則」という。）第6条に規定する面積に達しているものとする。 （登録手続） 第87条 登録を受けようとする出荷団体又は生産者（以下「出荷団体等」という。）の申請は、細則で定める書類を機構に提出しなければならない。登録を受けた生産者（以下「登録生産者」という。）が登録簿に記載された対象野菜の種別又は野菜指定産地を変更しようとするときも同様とする。	（登録申請書等） 第1条 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）第87条第1項の細則で定める書類は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定めるものとする。 （1）出荷団体 別記様式第1－1号の登録申請書に、定款（業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあつては定款又は規約）、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに同項第3号に定める法人にあつては同号に規定する委託関係の存在等登録出荷団体たる資格を有することを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの （2）生産者のうち個人であるもの 別記様式第1－2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの （3）生産者のうち前号以外のもの 別記様式第1－2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
	表者の役職及び氏名を記載した書面並びに対象野菜の出荷実績を示す書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合における業務方法書第87条第1項の細則で定める書類は、当該各号に定めるものとする。 (1) 前項第1号に掲げる者が業務方法書第89条の登録出荷団体から野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第10条第1項に基づく生産者補給交付金の交付に係る権利及び義務を承継した場合 別記様式第1－3号に、承継の事実を証明する書面、定款(業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあつては定款又は規約)並びに事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面を添付したもの (2) 前項第2号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営(野菜作に限る。)の全部を承継した場合 別記様式第1－4号に、全部承継の事実を証明する書面を添付したもの (3) 前項第3号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営(野菜作に限る。)の全部を承継した場合 別記様式第1－4号に、全部承継の事実を証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの (登録簿に記載する事項)			
2 機構は、前項の規定により提出した書類を受理した場合において、登録を申請した出荷団体等が次の各号の一に該当しないと認められるときは、あらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載することにより登録するものとする。 (1) 第86条に規定する登録を受ける資格を有していない者であるとき。 (2) 第90条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しな	第2条 業務方法書第87条第2項の規定による登録は、次の表左欄に掲げる者ごとに、同表中欄に定める様式により、同表右欄に定める事項を記載して行うものとする。 <table><tr><td>前条第1項第1号に掲げる者</td><td>別記様式第2－1号</td><td>名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、地区、登録年月日並びに登録番号</td></tr></table>	前条第1項第1号に掲げる者	別記様式第2－1号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、地区、登録年月日並びに登録番号
前条第1項第1号に掲げる者	別記様式第2－1号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、地区、登録年月日並びに登録番号		

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 〔平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可〕	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 〔平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定〕						
い者であるとき。 3 機構は、前項の規定により登録したときは、登録を申請した出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）その他の者（以下「野菜価格安定法人等」という。）であって登録に関する業務の一部を委託した者に通知するものとする。 （報告） 第88条 登録生産者は、細則で定める期限までに、登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積及び当該年の作付計画面積を機構に報告するものとする。ただし、次条の規定に基づき登録生産者の資格を喪失した旨の届出があった場合は、この限りでない。 （届出） 第89条 第87条第2項の規定による登録を受けた出荷団体等（以下「登録出荷団体等」という。）がその資格を失い、又は次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければならない。 （1）登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。） イ 名称 ロ 事務所の所在地 ハ 代表者の役職及び氏名 ニ 地区	<table><tr><td>前条第1項第2号に掲げる者</td><td>別記様式第2－2号</td><td>氏名、住所、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日及び登録番号</td></tr><tr><td>前条第1項第3号に掲げる者</td><td>別記様式第2－2号</td><td>名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日並びに登録番号</td></tr></table> 第3条 削除 （登録生産者の野菜作付面積等の報告） 第4条 業務方法書第88条の細則で定める期限は、第15条又は第50条（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限とする。ただし、登録された対象野菜が複数の種別に係る場合にあっては、これら対象野菜に係る業務区分の申込期限のうち最初に始まる業務区分の申込期限とする。 2 業務方法書第88条の規定による登録生産者の農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への報告は、別記様式第4号により行うものとする。 （届出） 第5条 業務方法書第89条の規定による登録出荷団体等の機構への届出は、別記様式第5号により行うものとする。	前条第1項第2号に掲げる者	別記様式第2－2号	氏名、住所、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日及び登録番号	前条第1項第3号に掲げる者	別記様式第2－2号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日並びに登録番号
前条第1項第2号に掲げる者	別記様式第2－2号	氏名、住所、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日及び登録番号					
前条第1項第3号に掲げる者	別記様式第2－2号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日並びに登録番号					

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
ホ 定款又は規約 (2) 個人である登録生産者 イ 氏名 ロ 住所 (3) 前号以外の登録生産者 イ 名称 ロ 事務所の所在地 ハ 代表者の役職及び氏名 ニ 定款又は規約 (登録の取消し) 第90条 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。 (1) 登録出荷団体等たる資格の喪失 (2) 解散 (3) 死亡 2 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。 (1) 1年間生産者補給交付金等の交付に関する申込みを行わなかったとき。 (2) 負担金の納入、登録出荷団体にあつては生産者補給金の交付その他機構に対する義務の履行を怠ったとき。 (3) 機構の業務を妨げる行為をしたとき。 (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの業務方法書に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたとき。 3 機構は、前項の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該登録出荷団体等に弁明の機会を与えなければならない。 4 機構は、第2項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を明	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
らかにした書面をもって、当該登録出荷団体等に通知しなければならない。この場合において、機構は、登録簿に記載されていた当該登録出荷団体等の地区又は野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人その他の者であって登録に関する業務の一部を委託した者に当該登録出荷団体等の登録を取り消した旨を通知するものとする。 (登録の取消しの申請) 第9 1条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等に係る登録を機構の事業年度の終わりにおいて取り消すべき旨の申出を機構に対して行うことができる。 2 機構は、前項の申出があった場合には、当該事業年度の終わりの日に当該登録出荷団体等の登録を取り消すものとする。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、これと異なる日に取り消すことができる。 3 前条第4項の規定は、前項の規定により取り消した場合について準用する。 (登録認定農業者等の記載等) 第9 1条の2 機構は、次に掲げる認定の通知があったときは、当該通知に係る認定農林漁業者等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22 年法律第67 号。以下「六次産業化法」という。）第6 条第3 項に規定する認定農林漁業者等をいう。次項において同じ。）又は認定生産方式革新事業者（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6 年法律第63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第8 条第3 項に規定する認定生産方式革新事業者をいう。次項において同じ。）についてあらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載するものとする。 (1) 六次産業化法第5 条第10 項の規定による総合化事業計画に係る認定の通知 (2) スマート農業技術活用促進法第7 条第8 項の規定による生産方式革新実施計画	(登録の取消しの申請) 第6 条 業務方法書第91条第1 項の規定による登録出荷団体等の機構への登録を取り消すべき旨の申出は、機構の事業年度の終わりの日の6 月前までに別記様式第6 号により行うものとする。 (認定農林漁業者等又は認定生産方式革新事業者の記載) 第6 条の2 業務方法書第91条の2 第1 項の認定農林漁業者等又は認定生産方式革新事業者について登録簿に記載する細則で定める事項は、氏名及び住所（法人の場合には、名称、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名）、指定野菜の種別、当該指定野菜の作付面積、登録年月日、登録終了年月日、登録番号並びに次に掲げる通知に係る計画の別、認定日及び認定番号とし、別記様式第2-3 号により作成するものとする。 (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5 条第10項の規定による総合化事業計画に係る認定の通知 (2) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6 年法律第63号）第7 条第8 項の規定による生産方式革新実

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
第2節 指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1款 総則 (用語の定義) 第93条 この節において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象市場群 中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外の野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であつて、地方公共団体又は法人が運営するものをいう。）で一の地方ごとに細則で定めるものをいう。 (2) 対象出荷期間 登録出荷団体にあっては次条の生産者補給交付金、登録生産者にあっては次条の生産者補給金（以下この節において「生産者補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として、対象野菜ごとに細則で定める出荷期間をいう。 (3) 業務対象年間 生産者補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第96条の規定による区分（以下この節において「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。 (4) 平均販売価額 登録出荷団体が生産者の直接又は間接の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（登録出荷団体から第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を賦課されていない当	人等は、別記様式第7号の例により、当該委託業務の結果について機構に報告するものとする。 第2章 指定野菜生産者補給交付金等の交付等 (対象市場群) 第8条 業務方法書第93条第1号の対象市場群は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。 (対象出荷期間) 第9条 業務方法書第93条第2号の対象出荷期間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第10条 業務方法書第93条第3号の業務対象年間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均販売価額) 第11条 業務方法書第93条第4号の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。 2 業務方法書第93条第4号の細則で定める期間は、月とする。 3 業務方法書第93条第4号の平均販売価額の計算に当たって、旬別に計算

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
該登録出荷団体の直接又は間接の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託したものを含む。)の旬別(細則で定める対象野菜にあっては、細則で定める期間別)の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。)をいう。 (5) 保証基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して生産者補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (6) 最低基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合にはその額を平均販売価額として、登録出荷団体にあっては第95条の一般補給交付金、登録生産者にあっては同条の一般補給金(以下「一般補給交付金等」という。)が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (7) 特例申込み50 対象野菜について最低基準額の60分の50に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (8) 特例申込み55 対象野菜について最低基準額の60分の55に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (9) 特例申込み65 対象野菜について最低基準額の60分の65に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。	することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬がある場合には、当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとし、月別に計算することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が20日未満である月がある場合には、当該対象出荷期間に属する月は、当該対象出荷期間内のその月と接続している月に含めるものとする。 (保証基準額) 第12条 業務方法書第93条第5号の保証基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の保証基準額の欄に掲げる額とする。 (最低基準額) 第13条 業務方法書第93条第6号の最低基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の最低基準額の欄に掲げる額とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(10) 特例申込み 70 対象野菜について最低基準額の60分の70に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (11) 資金造成単価 業務対象年間における生産者補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、一般補給資金にあつては業務区分ごと及び細則で定める区分（以下「産地区分」という。）ごとに、特別補給資金にあつては業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (12) 重要野菜 野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に規定する指定野菜（次号において「指定野菜」という。）のうち春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。 (13) 一般野菜（業務） 指定野菜のうち重要野菜以外のものをいう。 第94条 機構は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において、次の各号に定める業務を行う。 (1) その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者（以下この節において「委託生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金（指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約に基づいて出荷する対象野菜（対象市場群を経由して出荷されるものを除く。）を対象として交付されるものを除く。以下この節において同じ。）を交付するための生産者補給交付金を交付すること。 (2) その低落が登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。	（産地区分及び資金造成単価） 第14条 業務方法書第93条第11号の細則で定める区分は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領（以下「指定事業実施要領」という。）第5の規定による区分を行った結果（以下「産地区分」という。）とする。 2 業務方法書第93条第11号の資金造成単価は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(生産者補給交付金及び生産者補給金の区分) 第95条 前条第1号の生産者補給交付金は、価格差補給交付金とし、一般補給交付金及び特別補給交付金とする。 2 前条第1号及び第2号の生産者補給金は、価格差補給金とし、一般補給金及び特別補給金とする。 (業務区分) 第96条 前条の価格差補給交付金又は価格差補給金（以下この節において「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群ごと及び対象出荷期間ごとに、区分して行うものとする。 第2款 価格差補給交付金等の交付 (価格差補給交付金等の交付に関する申込み) 第97条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けるべき旨の申込みを行うものとする。 2 前項の申込みは、次の各号に掲げる内容を明示して行うものとする。 (1) 交付予約（価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。）に係る対象野菜の数量の産地区分ごとの内訳（以下「産地区分別交付予約数量」という。）	(申込期限) 第15条 業務方法書第97条第1項の規定による申込みは、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前のこれらの表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第8号により行わなければならない。ただし、業務方法書第97条第1項の申込みに係る野菜指定産地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。 2 前項の規定は、業務方法書第101条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前項中「業務方法書第97条第1項」とあるのは「業務方法書第101条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。 3 業務方法書第102条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
	約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は第18条若しくは第19条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。 4 業務方法書第97条第1項の規定による申込みを行った場合、災害等理事長がやむを得ないと認めるときは、対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日まで変更の申出を行うことができるものとする。 (交付予約数量の減少に係る申込期限) 第15条の2 業務方法書第101条の2第1項の規定による申込みは、別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあつては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。また、別表4から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあつては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間の全期間が含まれる別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。 (交付予約の解約に係る申込期限) 第15条の3 前条の規定は、業務方法書第101条の3第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前条中「業務方法書第101条の2第1項」とあるのは「業務方法書第101条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。 2 前項の申込期限後にあつては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第114条に規定する交付申請後から行うことができる。 ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、業務方法書第111条第3項に規定する通知後から行うことができる。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(2) 特例申込み50、特例申込み55、特例申込み65又は特例申込み70（第102条第1項において「特例申込み」と総称する。）をしようとする場合にあっては、その旨 (3) 一般野菜に係る業務区分が細則に定めるものに該当する場合にあっては、第95条の特別補給交付金又は特別補給金（以下「特別補給交付金等」という。）を受けべき旨の申込みの有無 (4) 第109条第3項に規定する生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分に該当する場合にあっては、当該特例を受ける旨の申込みの有無 (5) 特例申込み50又は特例申込み55（重要野菜を除く。）の申込みであって、かつ、細則に定める申込みに該当するものにあっては、その旨 3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う前項の規定による申	（申込対象業務区分） 第16条 登録出荷団体等は、業務方法書第97条第1項による申込みを、同一の対象野菜について、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分と別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の双方に対して行ってはならないものとする。ただし、同一の対象野菜に係る業務区分であっても、対象出荷期間が重複していないものにあつてはこの限りでない。 2 業務方法書第97条第2項第2号の申込みのうち特例申込み50又は特例申込み55（別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。）の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団（事業協同組合である場合に限る。以下同じ。）並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の産地強化計画（以下「産地強化計画」という。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。 3 業務方法書第97条第2項第3号の細則で定めるものは、別表2、別表3、別表5及び別表6に掲げる業務区分とする。 4 業務方法書第97条第2項第4号の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の産地強化計画（効率的な施肥体系への転換等を行い肥料、燃油その他資材の使用を抑制するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限る。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。 5 業務方法書第97条第2項第5号の細則に定める申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
込みは、その申込時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜（野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。）の種別に属するものに限る、行うことができる。 4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であって、当該記載された対象野菜の種別に属するもの限り、行うことができる。 5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該登録出荷団体等の当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事（以下この款において「関係都道府県知事」という。）及び細則で定める指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人（以下この款において「事業実施野菜価格安定法人」という。）に通知するものとする。 （広域的な登録出荷団体等の扱い） 第98条 2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務（以下この款において「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。）を各都道府県の区域ごと（当該登録出荷団体等の長（個人にあっては、その者。次条において同じ。）が当該一の都道府県の区域に価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあっては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと）に行うものとする。 第99条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者がある場合であって、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めたときは、当該認めた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の	る野菜の産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限る。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。 （事業実施野菜価格安定法人の事業） 第17条 業務方法書第97条第5項の事業は、指定事業実施要領第2の1の指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業をいう。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
相手方とすることができる。 (負担金) 第100条 機構は、第97条第5項の規定により登録出荷団体等に通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 重要野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合（以下「負担軽減割合」という。）を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額 (2) 一般野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額。ただし、一般補給資金造成単価については、特別補給交付金等を受けるべき旨の申込み	(負担の割合) 第18条 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。 2 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第100条第2項第2号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。 4 業務方法書第100条第2項第2号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
を行うことができる業務区分であって当該業務区分につき当該申込みがあった場合には、一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額とする（次項第2号及び第3号、第105条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号並びに第119条第4号から第8号までにおいても同様とする。） 3 前項に規定する特例申込み 50 及び特例申込み 55 に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）前項第1号における特例申込み 50 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。 （2）前項第2号における特例申込み 50 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。 （3）前項第2号における特例申込み 55 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。 4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程に基づき定めた野菜勘定における資金の管理等に関する細則（以下「資金管理細則」という。）に定めるところにより設置した資金（登録出荷団体等が納入した負担金（細則で定めるものを除く。）及び第121	（負担金の加算額の割合） 第19条 業務方法書第100条第3項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、1000分の175とする。 2 業務方法書第100条第3項第1号の負担軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。 4 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
条第1号イ又はロのいずれかに該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金（以下この節において「指定特別業務資金」という。）から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「指定業務資金」という。）に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額は、前二項の規定により算定される額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。 5 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。 6 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減された業務区分の特例による交付を受ける場合は、当該登録出荷団体等に第2項に掲げる額の負担金のほか、別途追加の負担金を細則で定めるところにより負担させるものとする。 7 機構は、第1項又は前項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するもの	（負担金の納入期限） 第20条 業務方法書第100条第5項（業務方法書第101条第2項において準用する場合を含む。）の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。 2 第15条第3項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する変更があった日から1月後の日又は当該変更があった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。 3 業務方法書第100条第6項の規定による負担金の納入は、同条第7項による納入通知をした日から1月後の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
とする。 (交付予約数量の増加) 第101条 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。 2 第97条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の増加分」と、前条第4項中「第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。 (交付予約数量の減少) 第101条の2 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。 2 第97条の規定は、前項の申込みについて準用する。 (交付予約の解約) 第101条の3 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立し	第21条 削除 第22条 削除 (交付予約数量の増加等に係る申込書) 第23条 業務方法書第101条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第9－1号の申込書により行うものとする。 2 業務方法書第101条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第9－2号の申込書により行うものとする。 3 業務方法書第101条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第9－3号の申込書により行うものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
た、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。 2 第 97 条第 5 項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第 97 条第 5 項中「第 1 項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第 101 条の 3 第 1 項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。 3 第 1 項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。 (契約の更改) 第 1 0 2 条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第 100 条第 2 項若しくは第 3 項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第 97 条第 1 項の規定による申込みの承諾により既に成立している交付予約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量、特例申込み、特別補給交付金等を受けるべき旨の申込み又は生産資材費高騰時の特例の変更を申し込むことはできないものとする。 2 第 97 条及び第 100 条の規定は、前項の申込みについて準用する。 3 第 1 項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第 100 条第 2 項及び第 3 項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定業務資金及び指定助成業務資金（第 105 条第 4 項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。）の残額並びに指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (延滞金) 第 1 0 3 条 機構は、登録出荷団体等が負担金（細則で定めるものを除く。）をその納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。 (負担金の相殺の禁止)	第 2 4 条 業務方法書第102条第 1 項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第10号の申込書により行うものとする。 (延滞金) 第 2 5 条 業務方法書第103条の機構が徴する延滞金は、第20条に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第104条 登録出荷団体等は、機構に納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。 (納付金) 第105条 機構は、第97条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めるものとする。 2 前項の納付金の額は、次の各号に掲げる計算方法により業務区分ごとに算出された金額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。 (1) 重要野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量（第101条の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量。以下次号及び次項において同じ。）を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための細則で定める割合（以下「納付軽減割合」という。）を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額 (2) 一般野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭	たない額であるときは、その徴収を免除することができる。 (納付金の納付割合) 第26条 業務方法書第105条第2項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。 2 業務方法書第105条第2項第1号の納付の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第105条第2項第2号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗じて得た額 (特例申込み 50 に係るものにあつてはこの額に次項第 2 号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み 55 に係るものにあつてはこの額に次項第 3 号に掲げる方法により得た額を加えて得た額) を合計した額 3 前項に規定する特例申込み 50 及び特例申込み 55 に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 前項第 1 号における特例申込み 50 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の 30 分の 5 に相当する額 (1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。 (2) 前項第 2 号における特例申込み 50 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の 30 分の 10 に相当する額 (1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。 (3) 前項第 2 号における特例申込み 55 に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の 30 分の 5 に相当する額 (1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。	4 業務方法書第105条第2項第2号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。 (納付金の加算額の割合) 第27条 業務方法書第105条第3項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、1000分の175とする。 2 業務方法書第105条第3項第1号の納付軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。 4 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。 (納付金の納付期限) 第28条 業務方法書第105条第1項 (業務方法書第106条及び第107条第1項において準用する場合を含む。) の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日までにしなければならない。 (1) 次の業務区分の対象野菜にあつては、登録出荷団体等が、当該価格

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金（事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「指定助成業務資金」という。）に残額があった業務区分について納付金を納付した事業実施野菜価格安定法人又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、前二項の規定により算定される額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。 5 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減した業務区分の交付金の特例による交付を受けた場合は、登録出荷団体等を管轄する都道府県の事業実施野菜価格安定法人に対し、第2項に掲げる額の納付金のほか、別途追加の納付金の納付を求めるものとする。 なお、当該事業実施野菜価格安定法人に係る指定助成業務資金が不足する場合は、当該事業実施野菜価格安定法人に対し納付金の納付を求めるものとする。 6 機構は、第1項又は前項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法を記載した納付通知書を送付するものとする。	差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の3月31日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日） イ 別表4に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであって、別表1に係る業務区分の対象野菜（その対象出荷期間が1月1日から4月30日までのものに限る。）と同一であるもの ロ 別表6に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであって、別表3に係る業務区分の対象野菜（その対象出荷期間が3月1日から4月30日までのものに限る。）と同一であるもの （2）前号以外の業務区分の対象野菜にあつては、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日） 2 業務方法書第105条第5項の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、機構が別に通知する日までにしなければならない。 3 野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号—1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。）別記2の指定野菜価格安定対策事業第18の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となった額の全部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要なときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(交付予約数量の増加に係る納付金) 第106条 前条の規定は、第 101 条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第 97 条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第 97 条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」とあるのは、「第 106 条において準用する第 97 条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の増加分」と、前条第4項中「第 97 条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは「第 106 条において準用する第 97 条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増加額」と読み替えるものとする。 (契約の更改に係る納付金) 第107条 第 105 条の規定は、第 102 条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第 97 条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。 2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第 105 条第2項及び第3項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定助成業務資金の残額及び指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (一般補給交付金等を交付する場合) 第108条 一般補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第 97 条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（細則で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の平均販売価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。 (一般補給交付金等の金額) 第109条 対象野菜についての一般補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、旬別（第 93 条第4号の細則で定める対象野菜にあっては、同	(規格) 第29条 業務方法書第108条の規格は、別表7に掲げるとおりとする。 (価格差補給交付金等の交付の対象としない数量) 第29条の2 業務方法書第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
号の細則で定める期間別。以下この節において同じ。)に算出する産地区分ごとの一般補給交付金等単価に、当該登録出荷団体がそれぞれの産地区分に属する生産者の委託を受けて、又は当該登録生産者がそれぞれの産地区分に属する産地から直接に当該旬別の一般補給交付金等単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該産地区分ごとの対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量(以下この款において「産地区分別旬別交付対象出荷数量」という。)を乗じて得た額の合計額とする。 2 前項の一般補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額(特例申込み 50 に係る場合にあっては最低基準額の 60 分の 50 に相当する額、特例申込み 55 に係る場合にあっては最低基準額の 60 分の 55 に相当する額、特例申込み 65 に係る場合にあっては最低基準額の 60 分の 65 に相当する額、特例申込み 70 に係る場合にあっては最低基準額の 60 分の 70 に相当する額。次項において同じ。)を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に細則で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。 3 細則で定める生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分で、細則で定めると	(1) 登録出荷団体にあっては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。 イ 登録出荷団体から業務方法書第100条第 1 項の負担金相当額の全部又は一部を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員(以下「登録出荷団体構成員」という。)に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量 ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業(以下この条において「事業」という。)を利用しない期間における出荷を委託した数量(イの数量と重複するものを除く。) (2) 登録生産者にあっては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量(登録生産者が業務方法書第101条の 2 の特定登録生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。)とする。 2 前項第 2 号において、登録生産者は機構に対して、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により当該申告を行うものとする。 (一般補給交付金等の補填の割合) 第 3 0 条 業務方法書第109条第 2 項及び第 3 項の産地区分ごとの割合は、第Ⅰ区分は10分の 9、第Ⅱ区分は10分の 8 及び第Ⅲ区分は10分の 7 とする。 (生産資材費高騰時の特例の対象) 第 3 0 条の 2 業務方法書第109条第 3 項の細則で定める生産資材費高騰時

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]																										
ころにより生産資材費が高騰した場合の一般補給交付金等の単価は、前項の一般補給交付金等単価に細則で定める額を加えて得た額（この額が保証基準額から最低基準額を差し引いて得た額に細則で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額（以下この項において「補填上限額」という。）を超える場合にあっては、補填上限額）とする。 4 業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとの産地区分別旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下この項において「産地区分別交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量（第 101 条第 2 項において準用する第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第 101 条の 2 第 2 項において準用する第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第 119 条各号において同じ。）を上回る場合における第 1 項の一般補給交付金等単価に乗ずる数量は、同項の規定にかかわらず、産地区分別旬別交付対象出荷数量を産地区分別交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該産地区分別交付予約数量を乗じて得た数量とする。	の特例の対象は、別表 3 又は別表 6 の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマン並びに夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタスに係る業務区分とする。 2 業務方法書第109条第 3 項の生産資材費が高騰した場合は、次の表 1 又は表 2 の対象野菜ごと、対象出荷期間ごと及び登録出荷団体等の属するブロックごとに、それぞれの加温期間等における次式で得られる月ごとの資材高騰指数の平均が次の表の発動率を超える場合とする。 <table><tr><th>対象野菜</th><th>資材高騰係数の算出式</th></tr><tr><td>冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン</td><td>$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$</td></tr><tr><td>夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス</td><td>$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$</td></tr></table> （Aは肥料の月別指数、Bは肥料のウェイト、Cは光熱動力の月別指数、Dは光熱動力のウェイト、Eは諸材料の月別指数、Fは諸材料のウェイトとし、AからFまでの数値は、農業物価指数（農林水産省大臣官房統計部作成）による。） 表 1 <table><tr><th>対象野菜</th><th>対象出荷期間</th><th>加温期間</th><th>発動率</th></tr><tr><td>冬春きゅうり</td><td>5 月 1 日から 6 月 30 日まで</td><td>3 月 1 日から 5 月 31 日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>127</td></tr><tr><td>同 上</td><td>5 月 1 日から 6 月 30 日まで</td><td>3 月 1 日から 4 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>11 月 21 日から 12 月 31 日まで</td><td>10 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>11 月 21 日から 12 月 31 日まで</td><td>11 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr></table>	対象野菜	資材高騰係数の算出式	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$	対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率	冬春きゅうり	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	3 月 1 日から 5 月 31 日まで （北海道・東北ブロック）	127	同 上	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	3 月 1 日から 4 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上	同 上	11 月 21 日から 12 月 31 日まで	10 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロック）	同上	同 上	11 月 21 日から 12 月 31 日まで	11 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上
対象野菜	資材高騰係数の算出式																										
冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$																										
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$																										
対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率																								
冬春きゅうり	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	3 月 1 日から 5 月 31 日まで （北海道・東北ブロック）	127																								
同 上	5 月 1 日から 6 月 30 日まで	3 月 1 日から 4 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																								
同 上	11 月 21 日から 12 月 31 日まで	10 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロック）	同上																								
同 上	11 月 21 日から 12 月 31 日まで	11 月 1 日から 11 月 30 日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																								

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
	同 上	1 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	10月 1 日から 1 月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	1 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	11月 1 日から 1 月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	3 月 1 日から 4 月30日まで	1 月 1 日から 3 月31日まで	同上	
	冬春トマト	5 月 1 日から 6 月30日まで	3 月 1 日から 5 月31日まで (北海道・東北ブロック)	138	
	同 上	5 月 1 日から 6 月30日まで	3 月 1 日から 4 月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	11月21日から 12月31日まで	10月 1 日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	11月21日から 12月31日まで	11月 1 日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	1 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	10月 1 日から 1 月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	1 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	11月 1 日から 1 月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	3 月 1 日から 4 月30日まで	1 月 1 日から 3 月31日まで	同上	
	冬春なす	5 月 1 日から 6 月30日まで	3 月 1 日から 5 月31日まで (北海道・東北ブロック)	130	
	同 上	5 月 1 日から 6 月30日まで	3 月 1 日から 4 月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	11月21日から 12月31日まで	10月 1 日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	11月21日から 12月31日まで	11月 1 日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	1 月 1 日から	10月 1 日から 1 月31日まで	同上	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
		2月28日又は 2月29日まで	(北海道・東北ブロック)		
	同 上	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)		同上
	同 上	3月1日から 4月30日まで	1月1日から3月31日まで		同上
	冬春ピーマン	4月1日から 6月15日まで	2月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)		129
	同 上	4月1日から 6月15日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)		同上
	同 上	10月21日から 12月31日まで	10月1日から11月30日まで		同上
	同 上	1月1日から 3月31日まで	11月1日から2月28日 又は2月29日まで		同上
	夏秋きゅうり	7月1日から 9月30日まで	5月1日から5月31日まで		126
	同 上	10月1日から 11月30日まで	8月1日から8月31日まで		同上
	夏秋トマト	7月1日から 9月30日まで	4月1日から4月30日まで		143
	同 上	10月1日から 11月30日まで	7月1日から7月31日まで		同上
	夏秋なす	7月1日から 9月30日まで	5月1日から5月31日まで		117
	同 上	10月1日から 11月30日まで	8月1日から8月31日まで		同上
	春夏にんじん	3月16日から 5月31日まで	11月1日から11月30日まで		152
	同 上	6月1日から 7月31日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで		同上
	夏秋ピーマン	5月16日から 7月31日まで	3月1日から3月31日まで		124

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]																																																				
	<table><tr><td>同 上</td><td>8月 1 日から 10月31日まで</td><td>6月 1 日から6月30日まで</td><td>同上</td></tr><tr><td>冬レタス</td><td>12月1日から 12月31日まで</td><td>9月1日から9月30日まで</td><td>150</td></tr><tr><td>同 上</td><td>1月 1 日から 2月28日又は 2月29日まで</td><td>10月 1 日から11月30日まで</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>3月 1 日から 3月31日まで</td><td>12月 1 日から12月31日まで</td><td>同上</td></tr></table> 注：（北海道・東北ブロック）は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県の登録出荷団体等であり、（北海道・東北ブロックを除く）は、上記7道県以外の登録出荷団体等である。 表2 <table><tr><td>対象野菜</td><td>対象出荷期間</td><td>加温期間</td><td>発動率</td></tr><tr><td>冬春きゅうり</td><td>5月 1 日から 5月31日まで</td><td>3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>127</td></tr><tr><td>同 上</td><td>6月 1 日から 6月30日まで</td><td>3月 1 日から 5月31日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>5月 1 日から 5月31日まで</td><td>3月 1 日から 3月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>6月 1 日から 6月30日まで</td><td>3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>1月 1 日から 1月31日まで</td><td>10月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで</td><td>10月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロック）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>1月 1 日から 1月31日まで</td><td>11月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr><tr><td>同 上</td><td>2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで</td><td>11月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）</td><td>同上</td></tr></table>	同 上	8月 1 日から 10月31日まで	6月 1 日から6月30日まで	同上	冬レタス	12月1日から 12月31日まで	9月1日から9月30日まで	150	同 上	1月 1 日から 2月28日又は 2月29日まで	10月 1 日から11月30日まで	同上	同 上	3月 1 日から 3月31日まで	12月 1 日から12月31日まで	同上	対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率	冬春きゅうり	5月 1 日から 5月31日まで	3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロック）	127	同 上	6月 1 日から 6月30日まで	3月 1 日から 5月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上	同 上	5月 1 日から 5月31日まで	3月 1 日から 3月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上	同 上	6月 1 日から 6月30日まで	3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上	同 上	1月 1 日から 1月31日まで	10月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上	同 上	2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで	10月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上	同 上	1月 1 日から 1月31日まで	11月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上	同 上	2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで	11月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上
同 上	8月 1 日から 10月31日まで	6月 1 日から6月30日まで	同上																																																		
冬レタス	12月1日から 12月31日まで	9月1日から9月30日まで	150																																																		
同 上	1月 1 日から 2月28日又は 2月29日まで	10月 1 日から11月30日まで	同上																																																		
同 上	3月 1 日から 3月31日まで	12月 1 日から12月31日まで	同上																																																		
対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率																																																		
冬春きゅうり	5月 1 日から 5月31日まで	3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロック）	127																																																		
同 上	6月 1 日から 6月30日まで	3月 1 日から 5月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上																																																		
同 上	5月 1 日から 5月31日まで	3月 1 日から 3月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																																																		
同 上	6月 1 日から 6月30日まで	3月 1 日から 4月30日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																																																		
同 上	1月 1 日から 1月31日まで	10月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上																																																		
同 上	2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで	10月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上																																																		
同 上	1月 1 日から 1月31日まで	11月 1 日から12月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																																																		
同 上	2月 1 日から 2月28日又は2 月29日まで	11月 1 日から 1月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上																																																		

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
	同 上	3月1日から 3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上	
	同 上	4月1日から 4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上	
	冬春トマト	5月1日から 5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	138	
	同 上	6月1日から 6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	5月1日から 5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	6月1日から 6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	1月1日から 1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	1月1日から 1月31日まで	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	3月1日から 3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上	
	同 上	4月1日から 4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上	
	冬春なす	5月1日から 5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	130	
	同 上	6月1日から 6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	5月1日から 5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
	同 上	6月1日から 6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	1月1日から 1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	1月1日から 1月31日まで	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	3月1日から 3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上	
	同 上	4月1日から 4月30日まで	1月1日から3月31日	同上	
	冬春ピーマン	4月1日から 4月30日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロック)	129	
	同 上	5月1日から 5月31日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	6月1日から 6月15日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上	
	同 上	4月1日から 4月30日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	5月1日から 5月31日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	6月1日から 6月15日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上	
	同 上	10月21日から 11月30日まで	10月1日から10月31日まで	同上	
	同 上	12月1日から 12月31日まで	10月1日から11月30日まで	同上	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
	同 上	1月1日から 1月31日まで	11月1日から12月31日まで	同上	
	同 上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	11月1日から1月31日まで	同上	
	同 上	3月1日から 3月31日まで	11月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上	
	夏秋きゅうり	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	126	
	同 上	8月1日から 8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上	
	同 上	9月1日から 9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上	
	同 上	10月1日から 10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上	
	同 上	11月1日から 11月30日まで	9月1日から9月30日まで	同上	
	夏秋トマト	7月1日から 7月31日まで	4月1日から4月30日まで	143	
	同 上	8月1日から 8月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上	
	同 上	9月1日から 9月30日まで	6月1日から6月30日まで	同上	
	同 上	10月1日から 10月31日まで	7月1日から7月31日まで	同上	
	同 上	11月1日から 11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上	
	夏秋なす	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	117	
	同 上	8月1日から 8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上	
	同 上	9月1日から 9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]			
		同 上	10月 1 日から 10月31日まで	8 月 1 日から 8月31日まで	同上
		同 上	11月 1 日から 11月30日まで	9 月 1 日から 9月30日まで	同上
	春夏にんじん	3 月16日から 4 月30日まで	11月 1 日から11月30日まで	152	
	同 上	5 月1日から 5 月31日まで	1 月 1 日から 1月31日まで	同上	
	同 上	6 月 1 日から 6 月30日まで	2 月 1 日から 2月28日 又は 2 月29日まで	同上	
	同 上	7 月 1 日から 7 月31日まで	3 月 1 日から 3月31日まで	同上	
	夏秋ピーマン	5 月16日から 6 月30日まで	3 月 1 日から 3月31日まで	124	
	同 上	7 月 1 日から 7 月31日まで	5 月 1 日から 5月31日まで	同上	
	同 上	8 月 1 日から 8 月31日まで	6 月 1 日から 6月30日まで	同上	
	同 上	9 月 1 日から 9 月30日まで	7 月 1 日から 7月31日まで	同上	
	同 上	10月 1 日から 10月31日まで	8 月 1 日から 8月31日まで	同上	
	冬レタス	1 月 1 日から 1 月31日まで	10月 1 日から10月31日まで	150	
	同 上	2 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	11月 1 日から11月30日まで	同上	
	注：（北海道・東北ブロック）は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県の登録出荷団体等であり、（北海道・東北ブロックを除く）は、上記 7 道県以外の登録出荷団体等である。				
	3 業務方法書第109条第 3 項の細則で定める額は、別表 3 又は別表 6 の資				

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(平均販売価額等の算定) 第110条 第108条の平均販売価額及び前条の対象野菜の数量は、対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書その他細則で定めるものに基づいて機構が算定したところによるものとする。 (出荷数量及び平均販売価額の通知) 第111条 機構は、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、登録出荷団体等ごとに、業務区分ごと及び産地区分ごとの対象野菜の出荷数量（第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を含む。以下この款において同じ。）及び価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量（当該対象野菜の出荷数量から当該交付の対象としない数量を除いた数量をいう。以下この款において同じ。）を算定するとともに、業務区分ごとに当該対象野菜の出荷数量に係る平均販売価額を算定するものとする。ただし、細則で定める複数の業務区分に属する対象野菜の平均販売価額については、当該対象野菜の出荷数量及び販売価額を合算して算定するものとする。 2 機構は、登録出荷団体等が出荷する対象野菜について、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等が作成した供給計画における出荷数量（供給計画が変更された場合にあっては、変更後の供給計画における出荷数量。以下「供給計画数量」という。）と前項の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量とを比較し、業務区分ごとに乖離の度合いの認定を行うものとする。 3 機構は、登録出荷団体等に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量、価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量及び平均販売価額並びに前項の規定により認定を行った結果を通知するものとする。なお、機構は、当該登録出荷団体等の事務所の所在地（個人の場合にあっては住所。以下この条において同	材高騰加算額の欄に掲げる額に、産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。 (磁気テープ等) 第31条 業務方法書第110条の細則で定めるものは、対象市場群に属する市場の卸売業者が売買仕切り又は買付けに関し作成した電子計算機用磁気テープ、フレキシブルディスク及び電気通信回線で送信する売買仕切又は買付データとする。 (業務区分の出荷数量及び販売価格の合算) 第32条 業務方法書第111条第1項ただし書による複数の業務区分は、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分及び別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の対象野菜及び対象市場群がそれぞれ同一であって、対象出荷期間が重複しているものとする。 (供給計画数量) 第33条 業務方法書第111条第2項に規定する供給計画数量（以下「供給計画数量」という。）は、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知）第1の2により作成した供給計画の数量とする。 (供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの認定) 第34条 機構は、次により、業務方法書第111条第2項に規定する認定を行うものとする。 (1) 供給計画数量及び対象野菜の出荷数量の比較は、業務方法書第97条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]														
じ。)を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この条において同じ。）、関係都道府県知事及び事業実施野菜価格安定法人に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量及び前項の規定により認定を行った結果をそれぞれ通知するものとする。 4 機構は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた場合には、細則で定めるところにより、速やかに当該内容の変更の通知を行うものとする。 5 第3項の規定により認定に係る通知を受けた登録出荷団体等は、緊急的な需給調整を実施した場合、異常な気象条件による例年でない収穫減若しくは出荷時期のずれが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等には、細則で定めるところにより、その度合いに応じた認	分に係る対象野菜ごとに、同一対象出荷期間内の数量をそれぞれ合算したものについて行う。 (2) 供給計画数量と対象野菜の出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合（以下「乖離の度合い」という。）が、対象出荷期間全体でみて、次の表の左欄において該当する割合に対応する右欄の区分を認定する。 <table border="1" data-bbox="1182 507 2101 829"> <thead> <tr> <th>乖離の度合い</th><th>区 分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20パーセント未満</td><td>A</td></tr> <tr> <td>20パーセント以上30パーセント未満</td><td>B</td></tr> <tr> <td>30パーセント以上40パーセント未満</td><td>C</td></tr> <tr> <td>40パーセント以上50パーセント未満</td><td>D</td></tr> <tr> <td>50パーセント以上60パーセント未満</td><td>E</td></tr> <tr> <td>60パーセント以上</td><td>F</td></tr> </tbody> </table> (3) 乖離の度合いが、対象出荷期間全体でみて10パーセント未満であり、かつ、月別でみて20パーセント未満の月が3分の2以上を占めている場合にあっては「範囲内」、それ以外の場合にあっては「範囲外」と認定する。 (変更の不通知) 第35条 業務方法書第111条第4項の規定による変更の通知は、平均販売価額に係る変更前と変更後の差が1円以上の旬（対象野菜がさといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月）がない場合は、行わないことができる。 (勘案認定の申請) 第35条の2 業務方法書第111条第5項に規定する緊急的な需給調整を実施した場合は、交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第2の1の(1)による生産出荷団体緊急需給調整事業を実施した場合をいう。	乖離の度合い	区 分	20パーセント未満	A	20パーセント以上30パーセント未満	B	30パーセント以上40パーセント未満	C	40パーセント以上50パーセント未満	D	50パーセント以上60パーセント未満	E	60パーセント以上	F
乖離の度合い	区 分														
20パーセント未満	A														
20パーセント以上30パーセント未満	B														
30パーセント以上40パーセント未満	C														
40パーセント以上50パーセント未満	D														
50パーセント以上60パーセント未満	E														
60パーセント以上	F														

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
定の変更（以下「勘案認定」という。）を機構に対して申請することができる。 6 6 機構は、前項の勘案認定の申請が行われた場合においては、当該登録出荷団体等の事務所の所在地を管轄する地方農政局長の意見を聴くものとする。 7 機構は、前項の意見を斟酌し適当と認めるときは、勘案認定を行うものとする。この場合において、第2項の規定による認定に当たり用いた対象野菜の出荷数量が当該認定に当たり用いた供給計画数量を上回る場合にあっては、国が出荷要請を行う等特段の事情があるときを除き、勘案認定を行わないものとする。 8 第3項の規定は、前項の規定により勘案認定を行った結果又は勘案認定を行わなかった結果を通知する場合について準用する。 （特別補給交付金等を交付する場合） 第112条 特別補給交付金等の交付は、登録出荷団体等の供給計画数量と対象野菜の出荷数量の乖離の度合いが一定の範囲内にあるものとして機構が前条第2項の規定による認定を行った場合に、当該登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付に加えて行うものとする。 （特別補給交付金等の金額） 第113条 特別補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、産地区分ごとの一般補給交付金等の金額に、細則で定める産地区分ごとの特別補給加算率を乗じて得た額を合計した額とする。 （負担金を軽減された業務区分の交付金交付の特例） 第113条の2 機構は、第100条第2項において負担金を軽減した業務区分において産地区分ごとの第109条第1項の一般補給交付金等及び前条の特別補給交付金等の合計額（以下この条において「交付金額」という。）の負担金相当額が当該業務区分の産地区分ごとの資金造成額の負担金相当額を超える場合で当該登録出荷団	2 登録出荷団体等は、業務方法書第111条第5項に規定する勘案認定（以下「勘案認定」という。）の申請を行う場合は、同条第3項の通知に記載された期日までに、別記様式第12号により行うものとする。 3 登録出荷団体等は、勘案認定の申請を行う際、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域の大半が含まれる場合にあっては、別記様式第12号の4の添付資料のうち、やむを得ない事情があると認められるものについては簡素化することができるものとする。 4 機構は、勘案認定を行う場合、当該登録出荷団体等その他関係者に対して、関係資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。 （特別補給交付金等に係る認定） 第35条の3 業務方法書第112条の認定は、第34条第3号に定める「範囲内」の認定とする。 （一般補給交付金等に乗ずる特別補給加算率） 第35条の4 業務方法書第113条に規定する産地区分ごとの特別補給加算率は、次のとおりとする。 イ 第Ⅰ区分 9分の1 ロ 第Ⅱ区分 8分の1 ハ 第Ⅲ区分 7分の1

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]								
体等がその超える額を納入したときは、交付金額を交付するものとする。 (価格差補給交付金等の交付申請) 第114条 登録出荷団体等は、一般補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 2 登録出荷団体等は、第112条に規定する認定を受けた場合において特別補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 (価格差補給交付金等の一部交付等) 第115条 機構は、第111条第3項の規定により通知した当該登録出荷団体等に係る対象野菜の出荷数量が、供給計画数量に著しく相違する場合には、細則で定めるところにより、一般補給交付金等の一部を交付しないものとする。 2 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1) 登録出荷団体等が故意又は過失により第97条第1項、第101条第1項、第101条の2第1項若しくは第102条第1項の申込み又は前条第1項若しくは第2項の交付申請に係る書類に不実の記載をしたとき (2) 登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。 (3) 登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。 (4) 登録出荷団体等がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。	(価格差補給交付金等の交付申請期限) 第36条 業務方法書第114条第1項の規定による申請は、別記様式第13号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までにしなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の一般補給交付金等の申請は、別記様式第13号により、負担金を追加納付後速やかにしなければならない。 2 業務方法書第114条第2項の規定による申請は、別記様式第14号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までにしなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の特別補給交付金等の申請は、別記様式第14号により、負担金を追加納付後速やかにしなければならない。 (一般補給交付金等の一部交付) 第37条 業務方法書第115条第1項の規定による一般補給交付金等の一部交付は、次に定めるところによるものとする。 (1) 第34条第2号の規定による認定の区分が、次の表の左欄に掲げる場合には、当該対象野菜の業務区分に係る一般補給交付金等の金額は、業務方法書第109条の規定により算定される産地区区分ごとの一般補給交付金等の金額に、表において当該認定区分に対応する右欄の交付率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。 <table border="1" data-bbox="1182 1246 2022 1436"> <tr> <th>認定区分</th><th>交付率</th></tr> <tr> <td>B</td><td>10分の8</td></tr> <tr> <td>C</td><td>10分の7</td></tr> <tr> <td>D</td><td>10分の6</td></tr> </table>	認定区分	交付率	B	10分の8	C	10分の7	D	10分の6
認定区分	交付率								
B	10分の8								
C	10分の7								
D	10分の6								

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]				
(5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第120条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。 (加算金) 第116条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより、加算金を徴するものとする。 (価格差補給金の交付) 第117条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第109条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。 (価格差補給金の交付の報告) 第118条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。 (価格差補給交付金等の削減)	<table border="1" data-bbox="1182 229 2020 328"> <tr> <td>E</td><td>10分の5</td></tr> <tr> <td>F</td><td>10分の4</td></tr> </table> (2) 業務方法書第111条第3項の規定により通知した当該対象野菜の乖離の度合いが5分の1以上となった場合には、特例申込み50の申込み及び特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みに係る一般補給交付金単価は、業務方法書第109条第2項の規定にかかわらず、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が最低基準額（別表1及び別表4に係る業務区分の特例申込み50に係る場合にあっては最低基準額の60分の55に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に第30条で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。 (加算金) 第38条 業務方法書第116条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとする。 (価格差補給金の交付の報告) 第39条 業務方法書第118条の報告は、一般補給金にあっては別記様式第15号、特別補給金にあっては別記様式第16号により行うものとする。	E	10分の5	F	10分の4
E	10分の5				
F	10分の4				

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
第119条 機構は、次の各号の価格差補給交付金等に応じ、当該価格差補給交付金等の額が各号に掲げる額を超えるときは、業務区分ごと、産地区分ごと、一般補給交付金等ごと及び特別補給交付金等ごとに当該価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。 (1) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み 50 に係る価格差補給交付金等（第100条第2項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。） 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の35に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額） (2) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み 50 に係る価格差補給交付金等（第100条第3項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。） 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額） (3) 前各号に掲げるもの以外の価格差補給交付金等であって、重要野菜に係る業務区分に係るもの 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満に端数があるときは、	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額 (既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額) (4) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み 50 に係る価格差補給交付金等 (第 100 条第 2 項第 2 号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。) 一般補給資金造成単価に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額 (既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額) (5) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み 50 に係る価格差補給交付金等 (第 100 条第 3 項第 2 号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。) 一般補給資金造成単価の 30 分の 10 に相当する額 (1 銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額 (既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額) (6) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み 55 に係る価格差補給交付金等 (第 100 条第 2 項第 2 号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。) 一般補給資金造成単価に第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額 (既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(7) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み 55 に係る価格差補給交付金等（第 100 条第 3 項第 3 号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。） 一般補給資金造成単価の 30 分の 5 に相当する額（1 銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額） (8) 第 4 号から第 7 号までに掲げるもの以外の価格差補給交付金等であって、一般野菜に係る業務区分に係るもの 一般補給資金造成単価（特例申込み 65 に係るものにあつてはこの額の 30 分の 25 に相当する額、特例申込み 70 に係るものにあつてはこの額の 30 分の 20 に相当する額）（1 銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第 97 条第 5 項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額） （報告の徴収、調査の実施等） 第 120 条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第 97 条第 1 項、第 101 条第 1 項、第 101 条の 2 第 1 項又は第 102 条第 1 項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。 2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第 115 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第 90 条	（報告の徴収、調査の実施等） 第 40 条 業務方法書第 120 条第 1 項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、価格差補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、価格差補給金が確実に委託生産者（業務方法書第 94 条第 1 号に規定されるものをいう。）に交付されているか等を確認する必要があると認められる場合とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。 (負担金等の返戻) 第121条 機構は、負担金（細則で定めるものを除く。）が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額（複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計額）を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。 (1) 業務方法書（この業務方法書に基づく細則を含む。以下本号及び第150条第1号において同じ。）の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額 イ 第97条第1項の規定による申込み（第102条第2項において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第100条第2項各号に規定する割合（細則で定めるものに限る。）を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額 ロ 第97条第1項の規定による申込み（第102条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額 (2) 指定特別業務資金に積み立てられた金額（当該登録出荷団体等に係るものに限り、細則で定めるものを除く。）に相当する金額があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額	第41条 業務方法書第121条第1号イの細則で定める割合は、第18条各項及び第19条各項を準用する。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(3) 第 90 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 91 条第 2 項の規定により登録出荷団体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第 100 条第 6 項の規定により納入した負担金の額に相当する金額（第 108 条又は第 112 条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第 100 条第 2 項各号に規定する割合を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。以下この号及び次号において同じ。）があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額 (4) 第 101 条の 3 第 2 項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額 (端数処理) 第 1 2 2 条 第 100 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による負担金の額の計算、第 105 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による納付金の額の計算、第 109 条第 1 項の規定による一般補給交付金等の額の計算、第 113 条の規定による特別補給交付金等の額の計算又は第 119 条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果において生じた金額の端数等の処理については、この業務方法書によるほか細則で定める。	(端数処理) 第 4 2 条 業務方法書第 122 条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。 (1) 業務方法書第 100 条第 2 項の負担金の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区分別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額。）に、登録出荷団体等の負担の軽減を図るための付録第 1 又は付録第 2 の割合を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額（付録第 3 及び付録第 4 において「負担軽減後資金造成計画額」という。）。）に、登録出荷団体等が負担すべき割合として第 1 8 条第 1 項又は第 3 項の割合を乗じて得た額に次の業務区分ごと及び産地区分ごとに定める金額を加える。 イ 同項第 1 号に規定する別表 1 及び別表 4 に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第 3 の算式により算出される値（次の表において「算出値」という。）が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそ

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]																																										
	れぞれ右欄に掲げる金額 <table data-bbox="1182 323 1906 1321"> <tr> <th>算 出 値</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>0</td><td>0円</td></tr> <tr><td>1 7</td><td>5 2 5円</td></tr> <tr><td>1 4</td><td>5 5 0円</td></tr> <tr><td>1 1</td><td>5 7 5円</td></tr> <tr><td>8</td><td>6 0 0円</td></tr> <tr><td>5</td><td>6 2 5円</td></tr> <tr><td>2</td><td>6 5 0円</td></tr> <tr><td>1 9</td><td>6 7 5円</td></tr> <tr><td>1 6</td><td>7 0 0円</td></tr> <tr><td>1 3</td><td>7 2 5円</td></tr> <tr><td>1 0</td><td>7 5 0円</td></tr> <tr><td>7</td><td>7 7 5円</td></tr> <tr><td>4</td><td>8 0 0円</td></tr> <tr><td>1</td><td>8 2 5円</td></tr> <tr><td>1 8</td><td>8 5 0円</td></tr> <tr><td>1 5</td><td>8 7 5円</td></tr> <tr><td>1 2</td><td>9 0 0円</td></tr> <tr><td>9</td><td>9 2 5円</td></tr> <tr><td>6</td><td>9 5 0円</td></tr> <tr><td>3</td><td>9 7 5円</td></tr> </table> ロ 同項第2号に規定する別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第4の算式により算出さ	算 出 値	金 額	0	0円	1 7	5 2 5円	1 4	5 5 0円	1 1	5 7 5円	8	6 0 0円	5	6 2 5円	2	6 5 0円	1 9	6 7 5円	1 6	7 0 0円	1 3	7 2 5円	1 0	7 5 0円	7	7 7 5円	4	8 0 0円	1	8 2 5円	1 8	8 5 0円	1 5	8 7 5円	1 2	9 0 0円	9	9 2 5円	6	9 5 0円	3	9 7 5円
算 出 値	金 額																																										
0	0円																																										
1 7	5 2 5円																																										
1 4	5 5 0円																																										
1 1	5 7 5円																																										
8	6 0 0円																																										
5	6 2 5円																																										
2	6 5 0円																																										
1 9	6 7 5円																																										
1 6	7 0 0円																																										
1 3	7 2 5円																																										
1 0	7 5 0円																																										
7	7 7 5円																																										
4	8 0 0円																																										
1	8 2 5円																																										
1 8	8 5 0円																																										
1 5	8 7 5円																																										
1 2	9 0 0円																																										
9	9 2 5円																																										
6	9 5 0円																																										
3	9 7 5円																																										

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]												
	れる値（次の表において「算出値」という。）が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額 <table data-bbox="1182 323 1895 609"> <tr> <th>算 出 値</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>0</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>6 0 0円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>7 0 0円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>8 0 0円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>9 0 0円</td></tr> </table> （２）業務方法書第100条第３項の負担金の加算額を計算する場合は、第16条第５項に係る申込みの業務区分については前項に準じ、それ以外の申込みの業務区分については業務方法書第100条第３項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、登録出荷団体等の負担の軽減を図るための付録第１又は付録第２の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を2,000で除して得た額が整数値でない場合は登録出荷団体等が負担すべき割合として第19条第１項又は第３項の割合を乗じて得た額に750円を加える。 （３）業務方法書第105条第２項及び第３項の納付金及び納付金の加算額の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための付録第１又は付録第２の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として納付金は第２６条第１項又は第３項、納付金	算 出 値	金 額	0	0円	2	6 0 0円	4	7 0 0円	1	8 0 0円	3	9 0 0円
算 出 値	金 額												
0	0円												
2	6 0 0円												
4	7 0 0円												
1	8 0 0円												
3	9 0 0円												

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第3節 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1款 総則 (業務) 第123条 機構は、指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ対象野菜（細則で定める品質に適合するものに限る。以下この節において同じ。）の供給に係る契約を締結した登録出荷団体等を対象として次の各号に定める業務を行う。 (1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者（以下この節において「委託生産者」という。）及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。 (2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等に対し、その確保に要する費	の加算額は第27条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。 (4) 業務方法書第109条第1項の一般補給交付金等の産地区分ごとの額、業務方法書第113条の特別補給交付金等の産地区分ごとの額又は業務方法書第119条の各号に規定する産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。 第3章 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1節 価格差補給交付金等の交付 (品質) 第42条の2 業務方法書第123条第1項の品質は、別表8に掲げるとおりとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
用に充てるための交付金を交付すること。 2 機構は、登録認定農業者等が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において締結した六次産業化法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約又はスマート農業技術活用促進法第7条第8項に規定する指定野菜の供給に係る契約に基づきこれと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、当該登録認定農業者等に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を行う。 (生産者補給交付金、生産者補給金及び交付金の区分) 第124条 前条第1項第1号に規定する登録出荷団体に交付する生産者補給交付金は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。 2 前条第1項第1号に規定する登録生産者に交付する生産者補給金は、第128条第1号に規定する価格差補給金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給金とする。 3 前条第1項第2号及び第2項の交付金は、第158条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。 (業務の対象となる契約) 第125条 機構が行う生産者補給交付金、生産者補給金又は交付金(以下この節において「生産者補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約(以下「個別契約」という。)は、次款及び第3款の交付の業務にあつては登録出荷団体等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで、及び第6号に規定する事項について、第4款の交付の業務にあつては登録出荷団体等又は登録認定農業者等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条各号に規定する事項について締結したものとする。 2 前項に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方(以下「実需者等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者 (2) 指定野菜の小売を業とする者 (3) 登録出荷団体等から買い受けた指定野菜を他の事業者販売することを業とする者 3 個別契約は、書面をもって取り交わされたものとする。 (業務区分) 第126条 第123条の業務は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金等、第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。 (関係機関等との連携) 第127条 機構は、第123条の業務について、野菜価格安定法人等にその業務の一部を委託すること等により、野菜価格安定法人等と十分連携しつつ行うものとする。 第2款 価格差補給交付金等の交付 (用語の定義) 第128条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象出荷期間 登録出荷団体にあつては価格差補給交付金、登録生産者にあつては価格差補給金（この節において「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。 (2) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第	(対象出荷期間) 第43条 業務方法書第128条第1号の対象出荷期間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第44条 業務方法書第128条第2号の業務対象年間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]																						
126条の規定による区分（以下この節において「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。 (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の旬別（細則で定める指定野菜にあつては、細則で定める期間別。以下この款において同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。	掲げる期間とする。 （平均取引価額） 第45条 業務方法書第128条第3号の細則で定める卸売市場は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1182 461 2096 1216"> <thead> <tr> <th>対 象 地 域</th><th>卸売市場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td><td>札幌市中央卸売市場</td></tr> <tr> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県</td><td>仙台市中央卸売市場本場</td></tr> <tr> <td>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県</td><td>東京都中央卸売市場大田市場</td></tr> <tr> <td>新潟県、富山県、石川県及び福井県</td><td>金沢市中央卸売市場</td></tr> <tr> <td>岐阜県、愛知県及び三重県</td><td>名古屋市中央卸売市場北部市場</td></tr> <tr> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県</td><td>大阪市中央卸売市場本場</td></tr> <tr> <td>鳥取県、島根県、岡山県及び広島県</td><td>広島市中央卸売市場中央市場</td></tr> <tr> <td>徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</td><td>高松市中央卸売市場</td></tr> <tr> <td>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</td><td>福岡市中央卸売市場青果市場</td></tr> <tr> <td>沖縄県</td><td>沖縄県中央卸売市場</td></tr> </tbody> </table> 2 業務方法書第128条第3号の細則で定める指定野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。 3 業務方法書第128条第3号の細則で定める期間は、月とする。 （保証基準額）	対 象 地 域	卸売市場	北海道	札幌市中央卸売市場	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	仙台市中央卸売市場本場	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都中央卸売市場大田市場	新潟県、富山県、石川県及び福井県	金沢市中央卸売市場	岐阜県、愛知県及び三重県	名古屋市中央卸売市場北部市場	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪市中央卸売市場本場	鳥取県、島根県、岡山県及び広島県	広島市中央卸売市場中央市場	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	高松市中央卸売市場	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡市中央卸売市場青果市場	沖縄県	沖縄県中央卸売市場
対 象 地 域	卸売市場																						
北海道	札幌市中央卸売市場																						
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	仙台市中央卸売市場本場																						
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都中央卸売市場大田市場																						
新潟県、富山県、石川県及び福井県	金沢市中央卸売市場																						
岐阜県、愛知県及び三重県	名古屋市中央卸売市場北部市場																						
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪市中央卸売市場本場																						
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県	広島市中央卸売市場中央市場																						
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	高松市中央卸売市場																						
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡市中央卸売市場青果市場																						
沖縄県	沖縄県中央卸売市場																						

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(4) 保証基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価格がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (5) 最低基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価格がその額を下回った場合にはその額を平均取引価格として、価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (価格差補給交付金等の交付) 第129条 機構は、個別契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして細則で定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。 (価格差補給交付金等の交付に関する申込み) 第130条 登録出荷団体等は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けようとする旨の申込みを細則で定めるところにより行うものとする。	第46条 業務方法書第128条第4号の保証基準額は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の保証基準額の欄に掲げる額とする。 (最低基準額) 第47条 業務方法書第128条第5号の最低基準額は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の最低基準額の欄に掲げる額とする。 (資金造成単価) 第48条 業務方法書第128条第6号の資金造成単価は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。 (業務の対象となる契約) 第49条 業務方法書第129条の細則で定める個別契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、又は当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるか、その他これらの方法により算定される取引価格と実質的に同等の水準になるよう定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が10日以内(ただし、個別契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときには1か月以内)のものをいう。 (申込期限) 第50条 業務方法書第130条第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前の同表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第17-1-1号により行わなければならない。ただし、業務方法書第130条第1項の申込みに係る野菜指定産

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
2 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに個別契約において締結した対象野菜の数量（以下「契約数量」という。）（細則で定める基準を満たすものを含む。）を上回ることとはできない。 3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う第1項の規定による申込みは、その申込時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜（野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。）の種別に属するものに限り、行うことができる。	地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。 2 個別契約の内容のうち、契約数量について相手方との協議が前項の申込期限までに整わない場合において、当該申込期限までに別記様式第17－2号により機構に届け出た場合には、前項の申込みは、当該対象出荷期間又は当該対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日のいずれか遅い日の前日の10日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までに行うことができるものとする。 3 前2項の規定は、業務方法書第134条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、第1項中「業務方法書第130条第1項」とあるのは「業務方法書第134条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。 4 業務方法書第135条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は次条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。 （数量の基準等） 第50条の2 業務方法書第130条第2項の細則で定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の140分の60以上のものとする。 2 前項の場合において、交付予約数量は同項に規定する上限値を上回らないものとする。 （交付予約数量の減少に係る申込期限） 第50条の3 業務方法書第134条の2第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、交付予約数量の減少をしよう

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であって、当該記載された対象野菜の種別に属するものに限り、行うことができる。 5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び細則で定める契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人（以下この節において「事業実施野菜価格安定法人」という。）に通知するものとする。 （広域的な登録出荷団体等の扱い） 第131条 2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務（以下この款において「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。）を各都道府県の区域ごと（当該登録出荷団体等の長が当該一の都道府県の区域に価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあつては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと。次条において同じ。）に行うものとする。	とする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。 （交付予約の解約に係る申込期限） 第50条の4 前条の規定は、業務方法書第134条の3第1項の規定による申込について準用する。この場合において、前条中「業務方法書第134条の2第1項」とあるのは「業務方法書第134条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。 2 前項の申込み期限後にあつては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第143条に規定する交付申請後から行うことができる。 ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、対象出荷期間が終了する旬に係る業務方法書第141条第2項の規定する公表後から行うことができる。 （事業実施野菜価格安定法人の事業） 第51条 業務方法書第130条第5項の事業は、交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領（以下「契約事業実施要領」という。）第2の1の契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業をいう。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第132条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者がある場合であつて、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めたときは、当該認めた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の相手方とすることができる。 (負担金) 第133条 機構は、第130条第5項の規定により登録出荷団体等に通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量を乗じて得た額の合計額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金（登録出荷団体等が納入した負担金（細則で定めるものを除く。）及び第150条第1号イ又はロのいずれかに該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金（以下この節において「契約指定特別業務資金」という。）から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「契約指定業務資金」という。）に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は契約指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額は、この額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。 3 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。ただし、機構が特に必要があると認めたときは、細則で定めるところにより分割して納入することができる。 4 機構は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に	(負担の割合) 第52条 業務方法書第133条第2項の登録出荷団体等が負担すべき割合は、4分の1とする。 (負担金の納入期限) 第53条 業務方法書第133条第3項（業務方法書第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日又は対象出荷期間内の個別契約

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。	における供給期間の開始の日のいずれか遅い日の前日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までにしなければならない。 2 第50条第4項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する変更のあった日から1月後の日又は当該変更のあった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。 （負担金の分割納入手続） 第54条 業務方法書第133条第3項ただし書（業務方法書第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。）の規定により負担金を分割して納入しようとする登録出荷団体等は、業務方法書第130条第1項、第134条第1項又は第135条第1項の規定による申込みに際して、別記様式第18号の申請書を機構に提出するものとする。 2 機構は、前項の申請があった場合において、当該登録出荷団体等に負担金の全額を一時に納入させるとすれば当該登録出荷団体等に係る事業の収支を悪化させることとなることにより当該事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該申請を承認することができる。 3 機構は、前項の承認をするに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。 （1）登録出荷団体等が価格差補給交付金等の交付の対象となる場合において当該交付のときに当該交付の対象となる業務区分に係る負担金に未納額があるときは、適切な担保を提供させるものとする。 （2）前号による適切な担保を提供しないときは、登録出荷団体等は未納額の納入に係る期限の利益を喪失するものとし、当該喪失に係る未納額の納入期限は、当該価格差補給交付金等の交付の日から3月を経過した

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(交付予約数量の増加) 第134条 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。 2 第130条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。	日とすること。 4 機構は、第2項の承認をしたときは、遅滞なく、各年に納入すべき金額、その納入期限その他必要な事項を当該承認に係る登録出荷団体等に通知するものとする。 (負担金の分割納入の方法) 第55条 業務方法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、3年を超えない範囲の年賦によるものとする。 2 業務方法書第134条第2項又は第135条第2項において準用する業務方法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、2年の年賦によるものとする。 3 前二項の年賦により各年に納入すべき額は、次の年に納入すべき額を下回らない額でなければならない。 4 第1項又は第2項の年賦により納入すべき負担金の各年の納入期限は、対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。 (交付予約数量の増加等に係る申込書) 第56条 業務方法書第134条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第18-1号及び第18-2号の申込書により行うものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(交付予約数量の減少) 第134条の2 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。 2 第130条の規定は、前項の申込みについて準用する。 (交付予約の解約) 第134条の3 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。 2 第130条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第130条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第134条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。 (契約の更改) 第135条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第133条第2項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第130条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している価格差補給交付金等の交付に関する契約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第130条第5項の通知に係る交付予約数量の変更を申し込むことはできないものとする。	2 業務方法書第134条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第18-3号の申込書により行うものとする。 3 業務方法書第134条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第18-4号の申込書により行うものとする。 第57条 業務方法書第135条第1項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第19-1号及び第19-2号の申込書により行うものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
2 第130条及び第133条の規定は、前項の申込みについて準用する。 3 第1項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第133条第2項の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定業務資金及び契約指定助成業務資金（第138条第2項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。）の残額並びに契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 （延滞金） 第136条 機構は、登録出荷団体等が負担金（細則で定めるものを除く。）をその納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。 （負担金の相殺の禁止） 第137条 登録出荷団体等は、機構に納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。 （納付金） 第138条 機構は、第130条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めるものとする。 2 前項の納付金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量（第134条の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量）を乗じて得た額の合計額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合を乗じて得た額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間に於いて、資金管理細則に定めるところにより設置した資金（事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「契約指定助成業務資金」という。）に残額があった業務区	（延滞金） 第58条 業務方法書第136条の機構が徴する延滞金は、第53条又は第54条第3項第2号若しくは第4項に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。 （納付金の納付割合） 第59条 業務方法書第138条第2項の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、4分の1とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
分について納付金を納付した事業実施野菜価格安定法人又は契約指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、この額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。 3 機構は、第1項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法を記載した納付通知書を送付するものとする。 (交付予約数量の増加に係る納付金) 第139条 前条の規定は、第134条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増額」と読み替えるものとする。 (契約の更改に係る納付金) 第140条 第138条の規定は、第135条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。 2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第138条第2項本文の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定助成業務資金の残額及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (価格差補給交付金等を交付する場合) 第141条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第130条第1項の規定	(納付金の納付期限) 第60条 業務方法書第138条第3項（業務方法書第139条及び第140条第1項において準用する場合を含む。）の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までに一括してしなければならない。 2 推進通知別記3の契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定事業運用通知」という。）の第7の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となった額の全部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要なときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により出荷した当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。 2 機構は、旬別に当該旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。 (価格差補給交付金等の金額) 第142条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、当該登録出荷団体が生産者の委託を受け、又は当該登録生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に個別契約に基づき出荷した当該対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この条において「旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。	(価格差補給交付金等の交付の対象としない数量) 第60条の2 業務方法書第142条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。 (1) 登録出荷団体にあっては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。 イ 登録出荷団体から業務方法書第133条第1項の負担金相当額の全部又は一部を登録出荷団体構成員に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量 ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量（イの数量と重複するものを除く。） (2) 登録生産者にあっては、次のイ又はロの数量とする。 イ 業務方法書第134条の2の特定登録生産者にあっては、その一部の構成員が事業を利用しない期間がある場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量 ロ 当該特定登録生産者以外の登録生産者にあっては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量 2 前項第2号ロの申告は、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に細則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 業務区分ごと、登録出荷団体等ごとの旬別交付対象出荷数量の合計（以下この項において「交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量（第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第134条の2第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第148条において同じ。）を上回る場合における第1項の価格差補給交付金等単価に乗ずる数量は、同項の規定にかかわらず、旬別交付対象出荷数量を交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量とする。 （価格差補給交付金等の交付申請） 第143条 登録出荷団体等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。 （価格差補給交付金等の一部交付等） 第144条 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。 （1）登録出荷団体等が故意又は過失により第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項若しくは第135条第1項の申込み又は前条第1項の交付	により行うものとする。 （価格差補給交付金等の補填の割合） 第61条 業務方法書第142条第2項の割合は、10分の9とする。 （価格差補給交付金等の交付申請期限） 第62条 業務方法書第143条第1項の規定による申請は、別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号により、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内にしなければならない。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
申請に係る書類に不実の記載をしたとき。 (2) 登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。 (3) 登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。 (4) 登録出荷団体がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。 (5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第149条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。 (加算金) 第145条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより加算金を徴するものとする。 (価格差補給金の交付) 第146条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第142条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。 (価格差補給金の交付の報告) 第147条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。 (価格差補給交付金等の削減) 第148条 機構は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給	(加算金) 第63条 業務方法書第145条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとする。 (価格差補給金の交付の報告) 第64条 業務方法書第147条の報告は、別記様式第21号により行うものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
交付金等の合計額を差し引いて得た額) を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。 (報告の徴収、調査の実施等) 第149条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項又は第135条第1項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。 2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第144条第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第90条第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。 (負担金等の返戻) 第150条 機構は、負担金(細則で定めるものを除く。)が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額(複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計)を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。 (1) 業務方法書の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額 イ 第130条第1項の規定による申込み(第135条第2項において準用する場合を含む。)をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額(第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合(細則で定めるものに限る。)を乗じて得た額を控除し	(報告の徴収、調査の実施等) 第65条 業務方法書第149条第1項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、第40条に規定する場合とする。 第66条 業務方法書第150条第1号イの細則で定める割合は、第52条を準用する。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
た金額。次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額 ロ 第130条第1項の規定による申込み（第135条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額 (2) 契約指定特別業務資金に積み立てられた金額に相当する金額（当該登録出荷団体等に係るものに限り、細則で定めるものを除く。）があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額 (3) 第90条第1項若しくは第2項又は第91条第2項の規定により登録出荷団体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第133条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額（第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額を控除した金額。以下この号及び次号において同じ。）があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額 (4) 第134条の3第2項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額 (端数処理) 第151条 第133条第2項の規定による負担金の額の計算、第138条第3項の規定による納付金の額の計算、第142条の規定による価格差補給交付金等の額の計算又は第148条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果にお	(端数処理) 第67条 業務方法書第151条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。 (1) 業務方法書第133条第2項の負担金の額を計算する場合は、同項に

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]																						
いて生じた金額の端数等の処理については、細則で定める。	規定する交付予約数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を2,000で除して得た額が整数値でない場合は750円を加える。 （2） 第83条第2項の規定により、業務方法書第133条第2項の登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の4」として計算する場合は、同項に規定する交付予約数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）について、付録第5の算式により算出される値（次の表において「算出値」という。）が次の表の左欄に掲げる値ごとに、それぞれ右欄に掲げる金額を加える。また、第83条第2項のただし書により登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の5」として計算する場合は、交付予約数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を2,000で除して得た額が整数値でない場合は500円を加える。 <table border="1" data-bbox="1182 831 1839 1353"> <thead> <tr> <th>算 出 値</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>1 0 0 円</td></tr> <tr><td>2</td><td>2 0 0 円</td></tr> <tr><td>8</td><td>3 0 0 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>4 0 0 円</td></tr> <tr><td>5</td><td>5 0 0 円</td></tr> <tr><td>1</td><td>6 0 0 円</td></tr> <tr><td>7</td><td>7 0 0 円</td></tr> <tr><td>3</td><td>8 0 0 円</td></tr> <tr><td>9</td><td>9 0 0 円</td></tr> </tbody> </table> （3） 業務方法書第138条第2項の納付金の額を計算する場合は、同項各号に規定する交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未	算 出 値	金 額	0	0 円	6	1 0 0 円	2	2 0 0 円	8	3 0 0 円	4	4 0 0 円	5	5 0 0 円	1	6 0 0 円	7	7 0 0 円	3	8 0 0 円	9	9 0 0 円
算 出 値	金 額																						
0	0 円																						
6	1 0 0 円																						
2	2 0 0 円																						
8	3 0 0 円																						
4	4 0 0 円																						
5	5 0 0 円																						
1	6 0 0 円																						
7	7 0 0 円																						
3	8 0 0 円																						
9	9 0 0 円																						

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
第3款 出荷調整補給交付金等の交付 (用語の定義) 第152条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象出荷期間 登録出荷団体にあっては出荷調整補給交付金、登録生産者にあっては出荷調整補給金（以下この款において「出荷調整補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。 (2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。 (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。	満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として第59条又は第83条第2項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。 (4) 業務方法書第142条の価格差補給交付金等の額又は業務方法書第148条の資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。 第2節 出荷調整補給交付金等の交付 (対象出荷期間) 第68条 業務方法書第152条第1号の対象出荷期間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第69条 業務方法書第152条第2号の業務対象年間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均取引価額) 第70条 業務方法書第152条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるとおりとする。 (発動基準価額)

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(4) 発動基準価額 対象野菜の平均取引価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、細則で定める額をいう。 (出荷調整補給交付金等の交付) 第153条 機構は、個別契約を登録出荷団体等が履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量（次条及び第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象野菜の土壤還元等（細則で定めるものに限る。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用)	第71条 業務方法書第152条第4号の発動基準価額は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げる額とする。 (資金造成単価) 第72条 業務方法書第152条第5号の資金造成単価は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。ただし、個別契約において固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額（この条において「契約価額」という。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、業務区分ごとに当該契約価額に10分の7を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。 (出荷調整の態様) 第73条 業務方法書第153条の細則で定める対象野菜の土壤還元等は、登録出荷団体等が、対象野菜のほ場又は集出荷場において当該対象野菜を土壤還元すること又は家畜の飼料として当該対象野菜を供給することをいう。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第74条 業務方法書第152条第1号の出荷調整補給交付金等の交付については、第50条、第51条から第60条まで及び第62条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表10」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第157条第1項」と、同条中「別記様式第21-1号又は別記様式第21-4号」とあるのは「別記様式第20-2号、別記様式第20-4号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。 (交付予約数量の上限の割合)

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
第154条 出荷調整補給交付金等の交付については、第130条から第140条まで及び第144条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「出荷調整補給交付金等の交付に関する事務」と、第144条第4号及び第146条中「価格差補給交付金」とあるのは「出荷調整補給交付金」と、第144条第4号、第146条及び第147条中「価格差補給金」とあるのは「出荷調整補給金」と、第146条中「第142条第1項の委託に係る」とあるのは「当該登録出荷団体に出荷の委託をした」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第155条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第156条の規定による出荷調整補給交付金等」と読み替えるものとする。 (出荷調整補給交付金等を交付する場合) 第155条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する第130条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により対象野菜を出荷した場合であって、当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合（この条において「発動要件」という。）に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該登録出荷団体等に対して行うものとする。 2 登録出荷団体等は前項の出荷調整を行う前に、3に規定する公表日から5日以内に、機構に対し当該出荷調整の実施を細則で定めるところによりあらかじめ申出を行うものとする。 3 機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かをその翌開市日にインターネットを通じて公表するものとする。 (出荷調整補給交付金等の金額) 第156条 対象野菜についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び	第75条 業務方法書第154条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、10分の3とする。 (出荷調整の申出) 第76条 業務方法書第155条第2項の申出は、別記様式第22号により行うものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
登録出荷団体等ごとに資金造成単価に、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量のうち個別契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量（以下この条において「実需者等向け出荷調整相当数量」という。ただし、平均取引価額が発動基準価額を下回った旬（以下この項において「発動旬」という。）の実需者等向け出荷調整相当数量の合計（以下この条において「合計出荷調整相当数量」という。）が第 154 条において準用する第 130 条第 5 項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬の実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。 2 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。 $(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$ Aは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量 Bは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量 Cは、当該旬の出荷調整実績数量 Dは、当該旬の旬別契約等数量 Eは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（第 154 条において準用する第 130 条第 1 項に規定する申込み当たって機構に提出された計画に記載されたものをいう。） 3 旬別契約等数量が登録出荷団体を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項に規定する実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。 （出荷調整補給交付金等の交付申請）	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
第157条 登録出荷団体等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。 第4款 数量確保費用交付金の交付 (用語の定義) 第158条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象野菜（登録認定農業者等にあつては指定野菜。以下この款において同じ。）と同一の種別に属する指定野菜の出荷期間の区分として、当該指定野菜ごとに細則で定める期間をいう。 (2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等及び登録認定農業者等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。 (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の旬別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。 (4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜ごとに細則で定める額をいう。 (5) 契約価額 登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに指定	第3節 数量確保費用交付金の交付 (対象出荷期間) 第77条 業務方法書第158条第1号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第78条 業務方法書第158条第2号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均取引価額) 第79条 業務方法書第158条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるとおりとする。 (指標価額) 第80条 業務方法書第158条第4号の指標価額は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
野菜ごとに個別契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。 (6) 購入限度価額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の購入価額（消費税相当額を除く。第162条第1項第2号において同じ。）がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に細則で定める割合を乗じて得た価額をいう。 (7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象野菜と同一の種別に属する指定野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに購入限度価額と旬別の契約価額を加重平均したものの差額に細則で定める割合を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）をいう。	第81条 業務方法書第158条第6号の細則で定める割合は、2分の3とする。 ただし、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、その選択により、それぞれ2分の4、2分の6、2分の8を購入限度価額の割合として、交付予約の申込みができるものとする。 （資金造成単価） 第82条 業務方法書第158条第7号の細則で定める割合は、10分の9（業務方法書第162条第1項第1号の仕向先変更のみを行い、同条同項第2号の他の者からの購入を行わない場合においては、10分の7）とする。 （価格差補給交付金等に係る規定の準用） 第83条 登録出荷団体等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。 2 登録認定農業者等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、同条同項中「別記様式第17-1-1号」とあるのは「別記様式第17-1-2号」と、第52条中「4分の1とする。」とあるのは「10分の4とする。ただし、契約事業実施要領第

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(数量確保費用交付金の交付) 第159条 機構は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第160条 登録出荷団体等に対する数量確保費用交付金の交付については、第130条から第140条まで、第144条(第4号を除く。)、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第161条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。 2 登録認定農業者等に対する数量確保費用交付金については、第130条(第3項を除く。)から第140条まで、第144条(第4号を除く。)、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、同条第4項中「第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜」とあるのは「第91条の2	8の2の(2)により農産局長が別に定める場合に限り、10分の5とすることができる。」と、第59条中「4分の1とする。」とあるのは「10分の1とする。ただし、契約事業実施要領第8の2の(2)により農産局長が別に定める場合に限り、10分の0とすることができる。」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。 (交付予約数量の上限の割合) 第84条 業務方法書第160条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、2分の1とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
第1項の登録簿に記載された産地で生産された野菜」と、同条第5項中「当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む」とあるのは「当該指定野菜が生産される区域を管轄する」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項」とあるのは「第161条第1項」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。 (数量確保費用交付金を交付する場合) 第161条 数量確保費用交付金の交付は、第123条第1項第2号及び第2項に規定する対象野菜と同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該旬に個別契約により出荷した当該指定野菜を対象として当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して行うものとする。 2 数量確保費用交付金は、前項の規定にかかわらず細則で定める特別の事由に該当するときは、細則で定める指定野菜を対象として交付することができる。 3 機構は、旬別に当該旬が第1項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。	(数量確保費用交付金を交付する場合の特例) 第85条 業務方法書第161条第2項の細則で定める特別の事由は、次の各号に該当する場合とする。 (1) 契約指定事業運用通知の第5の7に規定する、特定の地域での激甚災害（激甚災害法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は病虫害の著しい発生により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合であって、第45条第1項の表の左欄に掲げる対象地域ごとに算定されるそれぞれ右欄に掲げる第79条に規定する卸売市場の当該指定野菜の旬別の加重平均販売価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該指定野菜ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合。 (2) 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合 2 業務方法書第161条第2項の細則で定める指定野菜とは、前項の特別の

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
4 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一句（細則で定める対象野菜にあっては、細則で定める期間）以内に、第1項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を機構に通知するものとする。 （数量確保費用交付金の金額） 第162条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと並びに登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごとに次のとおりとする。 （1）登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、旬別契約等数量の対象野菜を供給することが困難な場合において、個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量（第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出されたものをいう。）の当該対象野菜を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき（次号において「仕向先変更」という。）は、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（平均取引価額が購入限度価額を超える場合にあっては、	事由に該当する旬に出荷されたものとする。 3 第1項第1号の場合にあっては、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、契約指定事業運用通知に規定する激甚災害又は病虫害の著しい発生により対象野菜の生育に重大な影響が生じたものとして当該対象地域をその区域内に含む都道府県知事により認定された日が対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月を超えている場合は、第83条において準用する第62条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日以降遅滞なく別記様式第23号を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。 4 第1項第2号の場合にあっては、数量確保費用交付金を受けようとするときは、第83条において準用する第62条の規定により、局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。 第85条の2 業務方法書第161条第4項の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。 2 業務方法書第161条第4項の細則で定める期間は1月とする。 （交付金単価を算定する際に乗ずる割合） 第86条 業務方法書第162条第1項第1号の細則で定める割合は、10分の7とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
購入限度価額) と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の 交付金単価に、旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式に より算出した数量(ただし、前条第1項又は第2項の規定に該当する旬(以 下この項において「発動旬」という。)の充当見込相当数量の合計(以下こ の項において「合計充当見込相当数量」という。)が第160条において準用 する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、 当該発動旬の充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値 に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。 $A - (A + B) \times C \div (C + D)$ Aは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量 Bは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量 Cは、当該旬の旬別契約等数量 Dは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画して いた対象野菜の数量(第160条において準用する第130条第1項に規定す る申込みに当たって機構に提出されたものをいう。) (2) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、個別契約によらないで卸売市 場に対象野菜を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕 向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象野菜と同一 の種別に属する指定野菜(国産に限る。)を当該登録出荷団体等及び登録認 定農業者等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該 購入価額(購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価 額)と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価 に旬別の当該不足分への充当数量(ただし、充当数量の合計(以下この号に おいて「合計充当数量」という。)が第160条において準用する第130条第 5項の規定による通知に係る交付予約数量から前号の交付金単価に乗ずる 数量を控除して得た数量を上回る場合は、発動旬の充当数量を合計充当数	2 業務方法書第162条第1項第2号の細則で定める割合は、10分の9とす る。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
量で除して得た数値に当該控除して得た数量を乗じて得た数量) を乗じて得た額の合計額とする。 2 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項第1号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。 (数量確保費用交付金の交付申請) 第163条 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 2 前項の交付申請には、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第1項第2号に規定するところにより登録出荷団体等及び登録認定農業者等が当該指定野菜を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。 (資金造成の特例) 第163条の2 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」という。）に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。 2 前項に規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第154条において準用する第133条第2項本文又は第160条において準用する第133条第2項本文（第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。）に規定する合計額の多い方の業務区分とする。 3 資金造成業務区分に係る負担金及び納付金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。 第4節 野菜価格安定法人に対する補助	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(業務) 第164条 機構は、野菜価格安定法人が次の各号に掲げる事業に要する経費の全部又は一部につき補助する。 (1) 特定野菜等（野菜法施行規則第8条に規定する特定野菜等をいう。以下同じ。）であって、当該野菜価格安定法人の事務所の所在地の属する都道府県の区域内にある当該特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産されるもの（以下「対象特定野菜等」という。）の価格の著しい低落があった場合において行う、次に定める事業 イ その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この条において「委託生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金（特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約（以下「取引契約」という。）に基づいて出荷する対象特定野菜等（細則で定める対象市場群を経由して出荷されるものを除く。）を対象として交付されるものを除く。ロにおいて同じ。）を交付するための補給交付金を交付する事業 ロ その低落が対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者（細則で定めるものをいう。以下「相当規模生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その相当規模生産者に対して補給金を交付する事業 (2) 取引契約に基づいて出荷する特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し委託生産者及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付する事業	第4章 野菜価格安定法人に対する補助 (対象市場群) 第87条 業務方法書第164条第1号イの細則で定める対象市場群とは、交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等実施要領」という。）第3の2の(3)に規定するものをいう。 (相当規模生産者) 第88条 業務方法書第164条第1号ロの相当規模生産者は、特定野菜等実施要領第3の3の(4)に規定する者とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(3) 取引契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する事業 (実施計画の認定) 第165条 野菜価格安定法人は、前条の補助を受けようとするときは、あらかじめ、細則で定めるところにより、それぞれ補給交付金、補給金若しくは交付金（以下「補給交付金等」という。）を交付する事業に関する実施計画を機構に提出してその認定を受けなければならない。これらを変更するときも同様とする。	(実施計画) 第89条 野菜価格安定法人は、業務方法書第165条の規定により実施計画につき認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務区分ごとにそれぞれ各号に掲げる様式により実施計画書を作成するものとする。 (1) 特定野菜等実施要領に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象となる特定野菜等にあつては、特定野菜等実施要領第3の3の(5)のイに規定する業務区分 別記様式第24号 (2) 交付等要綱別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定野菜等実施要領」という。）に規定する契約特定野菜等安定供給促進事業の対象となる契約特定野菜等にあつては契約特定野菜等実施要領第4の3の(2)に規定する業務区分 別記様式第25号 2 野菜価格安定法人は、前項の実施計画について、当該業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は特定野菜等実施要領第3の3の(2)の価格差補給交付金等の交付に関する契約若しくは契約特定野菜等実施要領第4の2の補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出するものとする。 3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。この場合において、前項中「当該業務対象年間の」とあるのは「当該実施計画の変更後」と読

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
(補助対象補給交付金等) 第166条 機構が前条の規定により認定した場合における当該認定に係る補助の対象とする補給交付金等は、細則で定める野菜価格安定法人が共同出荷組織等に対して交付する補給交付金等とする。 (補助の金額) 第167条 機構が野菜価格安定法人に対して交付する第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の額は、細則で定める計算手法により算出された額とする。 (特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱等) 第168条 機構は、第164条に規定する補助を行うに当たっては、あらかじめ、補助に必要な事項を定めた、同条第1号に規定する事業については特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱を、同条第2号及び第3号に規定する事業については契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱を定め、公表するものとする。これらを変更したときも同様とする。 (交付決定の取消) 第169条 機構は、補助金適正化法第17条第1項及び第2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。 (1) 野菜価格安定法人が故意又は過失によって実施計画又は交付申請書類に不実の記載をしたとき。 (2) 野菜価格安定法人又は共同出荷組織等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。 (3) 野菜価格安定法人がその交付を受けた第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金を、補給交付金等の一部として共同出荷組織等に交付しなかったとき。 (4) 野菜価格安定法人から補給交付金の交付を受けた共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について補助金の交付を怠ったとき。	み替えるものとする。 (補助対象補給交付金等) 第90条 業務方法書第166条の細則で定める補給交付金等とは、特定野菜等実施要領第3の3の(7)のウ又は契約特定野菜等実施要領第4の7の(3)、第4の8の(3)若しくは第4の9の(6)に規定されるものとする。 (補助の金額) 第91条 業務方法書第167条の細則で定める計算手法は、特定野菜等実施要領第4の2の(3)又は契約特定野菜等実施要領の第5の2の(3)に規定されるものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
(5) 第1号又は第2号に該当する場合のほか、第171条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が当該補助に係る補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同条に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。 (補給交付金等の交付) 第170条 野菜価格安定法人は、機構からの第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の交付を受けたときは、速やかに、当該対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷に関し生産者から直接又は間接の委託を受けた共同出荷組織に対し補給交付金又は交付金を、相当規模生産者に対し補給金又は交付金を交付しなければならない。 2 野菜価格安定法人は、共同出荷組織に対し補給交付金を交付するに当たって、当該共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について、速やかに、その金額に相当する金額をその委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の数量を基礎として補給金を交付すべき旨の条件を付さなければならない。 (報告の徴収、調査の実施等) 第171条 機構は、補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、野菜価格安定法人に対し、又は野菜価格安定法人を通じて共同出荷組織等に対し、それらの業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。 第5節 野菜農業の振興に資するための事業に対する補助等 (野菜農業振興事業に対する補助) 第172条 機構は、機構法第10条第4号の規定に基づき、機構法施行規則第2条に規定する事業（以下「野菜農業振興事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費につき補助するものとする。	(報告の徴収、調査の実施等) 第92条 業務方法書第171条の報告の徴収、調査の実施等を求める場合は、補給交付金等を交付する事業に関する交付申請書類が事実に基づき適切に記載されているか、又は補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、若しくは補給交付金が確実に委託生産者（業務方法書第164条第1号イに規定するものをいう。）に交付されているか等を確認する必要があると認められる場合とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
2 機構は、野菜農業振興事業に対する補助を行うに当たっては、あらかじめ、当該事業の実施基準その他当該事業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。 (附帯業務) 第172条の2 機構は、機構法第10条第7号の規定に基づき、前条第1項の業務に附帯する業務として、野菜の需給の調整に関する事業を行う者に対し、政府以外の者から拠出された資金を財源として、当該事業に要する資金の交付を行うものとする。 2 政府以外の者から拠出された資金については、第174条に規定する野菜生産出荷安定資金管理規程の定めるところにより、野菜生産出荷安定資金に属する他の資金と区別して管理し、前項の業務に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。 3 前条第2項の規定は、第1項の業務について準用する。 (補助金の交付の条件等) 第173条 理事長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。 (1) 補助金の交付の対象となる野菜農業振興事業を行った者（以下「野菜農業補助事業者」という。）は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。 イ 野菜農業振興事業に要する経費の配分の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合 ロ 野菜農業振興事業の内容の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合 ハ 野菜農業振興事業を中止し、又は廃止しようとする場合 (2) 野菜農業補助事業者は、野菜農業振興事業が予定の期間内に完了しない場合又は野菜農業振興事業の遂行が困難となった場合においては、速やか	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
に理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。 2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。 （１）補助金適正化法第 10 条第 1 項及び第 17 条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合 （２）補助金適正化法第 13 条又は第 16 条の命令を発した場合 第 6 節 雑則 （野菜生産出荷安定資金管理規程） 第 1 7 4 条 機構は、第 2 節から第 5 節までの業務に関する資金の管理に当たっては、あらかじめ、その運営に関する事項を定めた野菜生産出荷安定資金管理規程を定めるものとする。 第 9 章～第 1 4 章 [略] 第 1 5 章 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供 （情報の収集、整理及び提供） 第 2 4 5 条 機構は、畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 第 1 6 章～第 2 1 章 [略] 第 2 2 章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項 第 2 6 2 条 [略] （細則） 第 2 6 3 条 機構は、この業務方法書に定めるもの並びにこの業務方法書に基づく実施要綱、委託要綱及び売買要領のほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]																						
2 機構は、前項の規定により細則を定めたときは、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。	付録第1（第18条第2項、第19条第2項、第26条第2項及び第27条第2項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春キャベツ</td><td>5／10</td></tr> <tr> <td>夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ</td><td>7／10</td></tr> <tr> <td>秋冬はくさい</td><td>9／10</td></tr> </tbody> </table> 付録第2（第18条第4項、第19条第4項、第26条第4項及び第27条第4項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう</td><td>5／10</td></tr> <tr> <td>冬春トマト</td><td>6／10</td></tr> <tr> <td>冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス</td><td>7／10</td></tr> <tr> <td>春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ</td><td>8／10</td></tr> <tr> <td>冬春ピーマン、夏秋レタス</td><td>9／10</td></tr> <tr> <td>秋にんじん、夏はくさい、冬レタス</td><td>10／10</td></tr> </tbody> </table> 付録第3（第42条第1号イ関係） $A - B \times 20$ Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除したもの Bは、Aを20で除して得た額の整数の部分の値 付録第4（第42条第1号ロ関係） $A - B \times 5$ Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除したもの	種 別	割 合	春キャベツ	5／10	夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ	7／10	秋冬はくさい	9／10	種 別	割 合	夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	5／10	冬春トマト	6／10	冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	7／10	春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	8／10	冬春ピーマン、夏秋レタス	9／10	秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10／10
種 別	割 合																						
春キャベツ	5／10																						
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ	7／10																						
秋冬はくさい	9／10																						
種 別	割 合																						
夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	5／10																						
冬春トマト	6／10																						
冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	7／10																						
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	8／10																						
冬春ピーマン、夏秋レタス	9／10																						
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10／10																						

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
	Bは、Aを5で除して得た額の整数の部分の値 付録第5（第67条第2号関係） $A - B \times 10$ Aは、資金造成計画額を1,000で除したもの Bは、Aを10で除して得た額の整数の部分の値 附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第 7号） [略] 附 則（令和7年4月1日付け7農畜機第5号） - この実施細則の変更は、令和7年4月1日から施行し、対象出荷期間が令和7年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。ただし、別表1並びに別表4の夏秋キャベツ（令和8事業年度以降）及び別表3、別表6から別表11の春ブロッコリー、夏秋ブロッコリー並びに冬ブロッコリーについては、令和8年4月1日から適用する。 - 別表1及び別表4の夏秋キャベツ（令和7事業年度限り）については、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する。 - この実施細則の変更の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和7年4月10日とする。 - 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和7年5月10日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和7年5月10日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けよう

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月 1 日付け15農畜機第7号 制定]
	とする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。 5 この実施細則の変更前の実施細則に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。